

会議録

審議会等の名称	令和7年第13回教育委員会(定例会)
開催日時	令和7年10月28日(火)14:00~14:15
開催場所	山口市役所会議室201
公開・部分公開の区分	部分公開
出席者	藤本教育長、山本委員、横山委員、佐藤委員、角川委員、鮎川委員、須藤委員
欠席者	
事務局	石津部長、嶋壽教育部次長、西山教育総務課長、宮崎教育施設管理課長、上田学校教育課長、原田社会教育課長、吉賀文化財保護課長、山下中央図書館長、楣間学校教育課副参事、柳教育総務課主幹、河崎教育総務課主幹
付議案件	<p>議案</p> <p>(1)山口市指定文化財の指定について</p> <p>(2)議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について</p> <p>(3)令和8年度山口市立小・中学校教職員人事異動内申の方針について</p>
	<p>藤本教育長 ただいまから、令和7年第13回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>会議録の署名につきましては、山本委員さんと佐藤委員さんにお願いしたいと思います。</p> <p>本日は、議案3件となっております。</p> <p>まず、この議案の公開・非公開を確認いたします。</p> <p>議案第2号につきましては、市議会に上程する事案でございますから、非公開にしたいと思います。非公開に賛成される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは、議案第2号につきましては「山口市教育委員会会議規則第9条第1項及び第2項」に基づき、秘密会により審議いたします。</p> <p>それでは公開できるものから審議いたします。</p> <p>まず議案第1号の「山口市指定文化財の指定」について、事務局からお願いします。</p> <p>吉賀文化財保護課長。</p>
	<p>吉賀文化財保護課長 それでは、議案第1号「山口市指定文化財の指定について」御説明を申し上げます。資料番号①の議案の1ページ及び、資料番号②議案参考資料の1ページを御覧下さい。</p> <p>山口市文化財保護条例では、市内にある文化財で特に重要なものにつ</p>

	<p>いて、山口市文化財審議会の意見を聞き、教育委員会が指定することになります。</p> <p>令和7年1月の教育委員会定例会におきまして、宮野地域にございます、宗教法人常栄寺が所有する「紙本墨書白隱慧鶴墨蹟(壽字円頓章)」明和四年の年紀があるの指定につきまして、山口市文化財審議会へ諮詢することを御承認いただきました。</p> <p>これを受けまして、2月7日に山口市文化財審議会の開催を予定しておりましたが、当日は大雪警報が発令されましたため、延期をいたしまして、改めまして10月17日に山口市文化財審議会を開催し、本件について審議されました結果、山口市指定文化財に指定するにふさわしい旨の答申がございました。この答申を踏まえまして、「紙本墨書白隱慧鶴墨蹟(壽字円頓章)」明和四年の年紀があるを山口市指定文化財に指定することについて、本定例会にお諮りするものでございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
藤本教育長	<p>それでは議案第1号につきまして、意見、質問等はございませんでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、議案第1号について承認される方は、挙手をお願いいたします。</p>
	(全員挙手)
	<p>それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号の「令和8年度山口市立小・中学校教職員人事異動内申の方針」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>上田学校教育課長。</p>
上田学校教育課長	人事のことにつきまして、内申の方針を御説明させていただきます。担当者の方から説明をさせます。
藤本教育長	はい、楫間副参事。
楫間副参事	<p>はい、それでは「令和8年度山口市立小・中学校教職員人事異動内申の方針(案)」につきまして、お諮りいたします。資料 A の1ページ、議案第3号の1と2ページを御覧ください。</p> <p>この度、山口県教育委員会から令和8年度の人事異動方針が示されたことを受けまして、山口市におきましても、本市の施策や地域の実状を踏まえた組織力の強化のために、人事異動内申の方針を案として挙げております</p>

	<p>す。</p> <p>御覧いただきまして、御承認いただけましたら、各学校に内申として配付したいと考えております。特に、同一校勤務7年・新規採用3年を超えるものにつきましては、原則、異動するということや、地域間及び規模の異なる学校間や、校種の異なる学校との人事交流を推進するなど、人事の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
藤本教育長	<p>それでは議案第3号について、意見や質問ございましたらお願ひいたします。</p> <p>現在、校種の交流ということで、上田課長さん、現状について少し詳しくお願ひします。</p>
上田学校教育 課長	<p>はい、昨年度ですけど、小学校の方は、やはり生徒指導案件が起こった時に、組織的な対応というのが、なかなか、どうしても担任制ということもあります、そこがここ数年、懸案事項でありました。</p> <p>今まで小学校の教員、中学校の教員が、それぞれ3年間という縛りの中で、交流人事という形で行っておりましたが、3年という縛りがあると、なかなかそこに効果がみられないということもあります、昨年、県教委の方にお願いしまして、2名の小学校教員を、中学校の方に一般人事で配置しております。今、大内中学校に1名、鴻南中学校の方に1名ほど就いています。社会と体育で2名が、小学校から中学校に行って、7年という縛りがあるのですけど、その中でやっております。当初は、小学校の教員に中学校の組織的な対応を学んでもらって、その後、小学校に帰って、しっかり活躍してもらおうと思っていたのですが、相乗効果がありまして、中学校の方から小学校の先生の、きめ細やかな指導であるとか、授業の丁寧なところが、中学校の教員にとっては、すごく新しい風というか、学びあったようで、それぞれの校長の方からも、ものすごく、この2人が入ったことによって、教員の質が上がったというような、こちらも想定していなかったことがあります。</p> <p>今年度も今、小学校の教員の中で、ぜひ中学の方でやってもらえるような教員を探してはおりますが、なにぶん本人のやる気がないと、これは無理に行ってもらうわけにはいかないので、それは楫間副参事が小学校担当ですので、リサーチをかけながら、やっていきたいなというふうに考えております。以上です。</p>
藤本教育長	<p>今まで中学校の教員が小学校に行って、3年して戻ってくるというケースですよね。</p>

	上田学校教育 課長	それと小学校の教員が中学校に行って、3年間で戻るという交流人事はありました。
	山本委員	いずれも、小学校、中学校の免許が両方なければいけないのでしょう。
	上田学校教育 課長	そうです。両方の免許をもっていなければ、できません。
	角川委員	小学校の先生が中学校に行って、相乗効果がすごくあった。逆に中学校の先生が小学校に行った場合はどうなのですか。
	上田学校教育 課長	内状を言いますと、中学校の教員が足りないです。 全体的な教員の数としてですね。中学校から先生を持っていってしまうと、おそらく配置に穴が開いた状態でスタートするようになると思われます。 中学校はぎりぎりですが足りたような状況です。小学校は余裕があったので、思い切ってそこで実施したところです。余裕がある時にということですね。
	藤本教育長	ありがとうございました。 他に何かございますか。よろしいですか。 なければ、議案第3号について、承認される方は挙手をお願いいたします。
		(全員挙手)
		はい、ありがとうございます。 原案のとおり承認いたします。 それではこれより秘密会といたします。
		議案第2号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出(山口市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する等の条例)」について、事務局から説明をお願いします。 西山教育総務課長。
	西山教育総務 課長	①と書いてあります資料の3ページをお開きください。それから②と書いてあります資料、こちらの1番裏面に新旧対照表がございます。さらにカラーの資料、この3つを並べて、御覧いただきながらという形になります。お願いいたします。
		それでは議案第2号について、御説明いたします。資料①の3ページですが、これは、山口市教育委員会の委員の定数を定める条例の、一部を改正する等の条例でございまして、委員定数を改めるため、所要の改正を行うものでございます。
		カラーの資料に沿って、御説明しますので、こちらを追いかけていただけ

たらと思います。教育委員の定数は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第3条の規定により「4人」と定められていますが、同条ただし書において、条例で定めることにより「5人」以上の委員をもって、組織することができると規定をされております。

本市は、平成17年の1市4町合併後、平成20年に「山口市教育委員会の委員の定数を定める条例」を制定しまして、教育長を含む教育委員の定数を「6人」とし、その後、平成22年1月の阿東町合併で、教育長を含む教育委員の定数を「7人」に改めております。

また、平成27年に法律が改正され、教育長は教育委員に含まないこととされましたことから、条例を改正し、教育長を除く教育委員の定数を「6人」に改め、現在に至っているところでございます。

合併以降、本市では、新市の一体感の醸成に向けて様々な施策に取り組み、一定の成果が上がる中、今年で合併から20年が経過し、これまでの合併モードのまちづくりから、新たなまちづくりのモードへの移行を進めることとしております。こうしたことから、この度、旧市町の数を基に、条例で「6人」と定めております、教育委員の定数の見直しを図りたいと考え、提案をさせていただくものでございます。

具体的には、任期満了となられます、委員さんの補充をしない形で進めさせていただきたいと考えております、条例議案では、まず第1条で、令和7年12月23日から令和8年3月31日までの定数を「5人」に改めまして、その後、第2条で、令和8年4月1日以降は条例を廃止することで、法律の規定どおり、委員定数を「4人」とするものでございます。なお、参考情報として、本市以外の県内他市は、法律の規定どおり、委員を「4人」とされております。また、全国的にも「6人」にまで増やしている市は、本市を含めて3市だけという状況でございます。こうした状況を踏まえまして、この度、改正をしたいという提案でございます。

以上でございます。

藤本教育長　　はい。同じく6名とされている日田市、仙台市のうち、人口規模が近い日田市について少しお願いします。

西山教育総務課長　　大分県日田市さんに状況をお聞きしますと、本市と同じように、やはり市町村合併があって、それによって委員の定数を増やしました。山口市は実は定数の見直しができないかということで、考えているのですということをお話ししたら、日田市さんも今、全く同じようなことを考えていらっしゃいまして、法律どおりの「4人」に変えようということで、現在、準備を進められているというところでございました。

仙台市さんについては、こちらもお聞きしたのですけど、お尋ねした時点では、経緯が詳細までは分からないです。何しろ、人口規模が大きく異なり

	<p>ますので、その中で「6人」の定員を引き続き保っていこうと考えている、という回答をいただいたところです。</p> <p>以上です。</p>
	<p>藤本教育長 はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは議案第2号について、意見や御質問等ございましたらお願ひします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>意見がございませんでしたら、議案第2号について承認される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>それでは以上で、本日の付議案件については終了いたしました。</p> <p>次回の定例会は、こちらの会議室201で、11月26日(水)午後2時からですが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和7年第13回教育委員会定例会を閉会いたします。</p>
署名	<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;"><u>教育長</u></p> <p style="text-align: right;"><u>署名者</u></p> <p style="text-align: right;"><u>署名者</u></p> <p style="text-align: right;"><u>会議録調製</u></p>